

意見書の記載①

障害名及び原因となった疾病・外傷名

筋萎縮性側索硬化症

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定める疾病に該当（する・しない）

【注意事項】

○障害者手帳を持たない難病患者の場合

補装具費を支給申請するためには、**障害者総合支援法対象疾病**であることが条件です。**正しい疾病名および口欄の確認が必要です。**

○指定難病と障害者総合支援法対象疾病の疾病名の相違

（おそらく、重度障害者用意思伝達装置では該当しませんが）
難病法に基づく指定難病は、障害者総合支援法の対象疾病に全て含まれているが、**一部の疾病については、異なる疾病名を用いている**ためご注意ください。**「障害者総合支援法対象疾病」での記載が必要です。**
（例）障害者総合支援法対象疾病・・・関節リウマチ
難病法の指定難病・・・悪性関節リウマチ

意見書の記載②

障害・疾患等の状況

（注：下記補装具を必要と認める理由が明確となるよう記載する。難病患者等については、身体症状等の変動状況や日内変動等についても記載する。）

意思伝達装置の適用となるか確認する欄です。

➢ 指針における対象者（**重度障害者用意思伝達装置・全般**）に合致しているか？

- **重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者**であって、**重度障害者用意思伝達装置**によらなければ意思の伝達が困難な者。
- 難病患者等については、**音声・言語機能障害及び神経・筋疾患**である者。

➢ **急速な進行が想定されるか？**

➢ **気管切開、人工呼吸器の装着しているか？**

対象者について

- **重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者**
（目安）四肢体幹機能障害1・2級
音声・言語障害3級
- **重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者**
 - 携帯用会話補助装置（キーボード、タッチパネルでの文字入力）、手指等による文字盤の**使用可能** ⇒ **非該当**
 - 使用が短時間のみ可能でも、意思を伝えるための十分な時間の使用が困難であれば、**使用困難と判断** ⇒ **該当**
 - **透明文字盤との併用は妥当**（許容）

対象者について（難病患者等の場合）

- **難病患者等については、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患**である者。

⇒ **手指の運動機能が喪失前でも支給可能。**

これにより、**音声・言語機能障害があれば、多少のキー入力はまだ可能な段階であっても、走査入力方式（入カスイッチ式）の意思伝達装置の対象になることになる。**

【Point】

身体障害手帳の有無にかかわらず、「**対象疾病**」であれば、「**重度の両上下肢機能障害**」の要件が緩和されています。

ALS等における配慮（留意事項）

- **担当者会議資料**
 - **筋萎縮性側索硬化症等の進行性疾患**においては、判定時の身体状況が必ずしも支給要件に達していない場合であっても、**急速な進行により支給要件を満たすことが確実と診断された場合には、早期支給を行うように配慮する必要がある。**
- ⇒ **「音声・言語機能障害」に至る前でも、その時期が近いと判断されれば対象に成りうる。**

【Point】

「**急速な進行により支給要件を満たすことが確実**」な場合は、「**音声・言語機能障害**」の要件が緩和されています。

急速な進行の見通し

- **急速な進行** = **極端な早期支給にならないように留意することが必要**
 - あくまでも間もなく「**重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者**」またはそれに近い状態になると、**専門医（脳神経内科医等）が診断した場合**に対象となる障害状況
 - 一つの目安としては、毎年更新が必要な特定疾患医療受給者証の更新時に専門医を受診したときに、**次回更新（1年後）までには、必要な状態になると判断されること**

【Point】

対象者の病状の進行の過程や、気管切開をともなう人工呼吸器の装着予定なども考慮することになります。

意見書の記載②

【よくない例】

障害・疾患等の状況 (注：下記補装具を必要と認める理由が明確となるよう記載する。難病患者等については、身体症状等の変動状況や日内変動等についても記載する。)

両上下肢及び音声・言語機能に障害がある

障害程度が不明

ALSであり、今後進行して、両上下肢及び音声・言語機能に障害がみこまれる

進行見通しが不明

【よい例】

手の可動域がほとんどなく、指先がわずかに動く程度。かすかに単語レベルで発音はできるが、口元でかろうじて聞き取れる程度。

ALSであり、指先がわずかに動く程度。現時点では多少の発音は可能であるが、呼吸機能の進行が早く、半年程度で気管切開により音声・言語機能を喪失する見通し。

意見書の記載③-1

【必要と認める補装具】

補装具の種目、名称

【よくない例】

意思伝達可能なパソコン

不完全(抽象的)な表現でなく告示に沿った表記が必要です。

心の心

特定の製品名はこの欄ではなく処方欄への記載になります。

【よい例】

重度障害者用意思伝達装置・文字等走査入力方式

重度障害者用意思伝達装置(生体現象方式)

【Point】告示にある「基準、名称」で記載してある

意見書の記載③-2

【必要と認める補装具】

処方 (注：借受けが必要な場合はその理由が明確となるよう記載する。)

【よくない例】

ノートパソコン型意思伝達装置、スイッチ

不完全(抽象的)な表現でなく、告示(基準)との対応が不明である。

生体現象方式視線検出装置

各々基準に記載されているが、成立しない組み合わせ。

文字等走査入力方式(環境制御機能あり)、
帯電式入力装置(スイッチ)、
呼び鈴

呼び鈴分岐装置や、入力装置(スイッチ)には固定具が必要なのに記載されていない。
※必要ない入力装置もあります

指針における対象者(付加機能別)

- 文字等走査入力方式(簡易なもの)
 - 操作が簡易であるため、複雑な操作が苦手な者、若しくはモバイル使用を希望する者。 **対応製品はなくなりました**
 - 文字等走査入力方式(簡易な**環境制御機能**若しくは高度な環境制御機能が付加されたもの)
 - 独居等日中の常時対応者(家族や介護者等)が不在などで、**家電等の機器操作**を必要とする者。
 - 文字等走査入力方式(**通信機能**が付加されたもの)
 - 通信機能を用いて遠隔地の家族等と**連絡**を取ることが想定される者。
 - 生体現象方式**
 - 筋活動(まばたきや呼吸等)による機器操作が困難な者。
- 【Point】介護者との関係、負担軽減をふくめての使用効果での判断となります。

付加機能を規定した背景(社会変化へ対応)

■ 環境制御機能

- 他者へ「欲求の伝達(要求)」という意思伝達の目的は「**欲求の実現**」という結果である
 - ⇒ 他者が介在することなく「**欲求の実現**」ができる環境制御機能を否定する合理的理由はない

■ 通信機能

- 現在では、パソコンや携帯電話でのメール機能が広く普及し、**目の前にいない人への当り前のコミュニケーション**は一般的である
 - ⇒ 意思伝達装置の利用でも、目の前だけでなく、**メールによる遠隔地の人への意思伝達**を否定する合理的理由はない

意思伝達装置と付属品



イラスト引用：「重度障害者用意思伝達装置」導入ガイドライン
(日本リハビリテーション工学協会(編)
<http://www.resja.or.jp/oom-gl/>)

意見書の記載③-2

【必要と認める補装具】

処方 (注: 借受けが必要な場合はその理由が明確となるよう記載する。)

【よい例 (レベル②)】

文字等走査式
(通信機能が付加されたもの)
固定台 (自立スタンド式)

接点式入力装置
入力装置固定具

呼び鈴
呼び鈴分岐装置

【Point】
処方が基準に合致している

【よい例 (レベル①)】

伝の心

アシスタント2

ジェリーピーンスイッチ
スタンダードアーム

小電力型ワイヤレスコール接点入力送信器
+小電力型ワイヤレスコール車上位受信器
スイッチハートナー-SX

【Point】
加えて、
製品の選定まで
できている

判定時に、処方 (選定した製品) が、
変更される場合もあります。

【Point】
入力装置の固定方法の補足説明や
写真 (動画) などがある方が、(書
類判定には) のためにはよりよい。

(処方箋を別紙としている例)

【Point】
処方箋は、医師でなく、
リハ職等が行うことも可能。
(十分な適合・評価のためには
その方が好ましい場合も多い)。
業者に任せきりにならないよう
に注意。

【Point】
基準を予め記載してある。
・ を して選択
・ 右欄に機種名を記載

重症障害者用
意思伝達装置
操作スイッチ
適合マニュアル

【著者】日向野和夫
【監修】田中秀次郎
ISBN
978-4-89590-577-0
本体価格: 2,800 円
(三輪書店)

意見書の記載③-3

【必要と認める補装具】

使用効果見込み (注: 借受けが必要な場合は借受け期間及び効果が明確となるよう記載する。)

【よくない例】

意思伝達装置を用いるこ
とで意思伝達が可能

コミュニケーションが可能

コミュニケーション (意思
伝達) が可能になることは
必須であるが、付加機能を
きめた具体的な効果がわか
らない。

【よい例】

スイッチ操作により、文字を綴るほか、メール送
信や、呼び鈴を鳴らすことが可能であり、予め作
成した文書を介護者に伝達できる。
介護者も、常時付き添いが不要になり、介護負担
の軽減になる。

【Point】
処方内容 (先ほどの
例示) に基づいた効
果見込みを記載。

(事前評価を別紙としている例)

【Point】
単なる使用効果の見込
みだけでなく、
・ 試用状況
・ ニーズの確認
・ 介護者の負担
も確認して記載する
チェックリスト

参考サイト集 (井村研究室・意思伝達装置研究)

- 「重度障害者用意思伝達装置」導入ガイドライン (一社) 日本リハビリテーション工学協会のサイトで公開)
- 入力装置関係 (意思伝達研究班/国立障害者リハビリテーションセンター研究所・伊藤和幸氏のサイトで公開)
 - 意思伝達装置用スイッチ
 - 意思伝達用スイッチデータベース 検索画面
 - マウス、キーボード代替装置
- 意思疎通支援機器選択データベース (橋本/山崎班にて作成。本サイトで公開)
 - 種目検索支援データベース
 - 重度障害者用意思伝達装置 (本体) データベース
 - 重度障害者用意思伝達装置 (機能) データベース
- 神経筋疾患患者に対するコミュニケーション機器導入支援ガイドブック



いむらば (井村研究室)
(<https://rel.chubu-gu.ac.jp/ca-research/>)

制度の最新情報 (厚生労働省>福祉用具)

(所管) 社会福祉局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/yogu/

